

小浜市U・Iターン移住就職等支援事業（全国型）における移住支援金交付要領

（趣旨）

第1条 この要領は、ふくい創生・人口減少対策戦略および小浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、本市への若者および子育て世帯の移住定住を促進するとともに、中小企業等の人手不足の解消に資するために、予算の範囲内で小浜市と福井県が協働して行うU・Iターン移住就職等支援事業における移住支援金（全国型）（以下、「移住支援金」という。）を交付することに関して、小浜市補助金等交付規則（昭和56年小浜市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「子育て世帯」とは、移住支援金の交付を申請する日において、保護者と子どもが生計を一つにし、同居している世帯をいう。
- (2) 「子ども」とは、移住支援金を申請する日が属する年度の4月1日時点において、満18歳未満の者をいう。ただし、申請する日が属する年度の4月2日に18歳となる者は対象とする。
- (3) 「新規卒業者」とは、大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、高等学校その他これらに準ずる教育施設として市長が認めるものをいう。以下同じ。）を卒業後、1年以内に初めて正規雇用で就業する者をいう。

（交付対象者）

第3条 移住支援金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、第1号および第2号の要件をすべて満たし、かつ、第3号または第4号の要件のいずれかを満たし、世帯としての申請をする場合にあっては、それに加えて第5号の要件にも該当する者とする。ただし、新規卒業者を除く。

- (1) 年齢等に関する要件 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
 - ア 移住支援金の交付を申請する日において、移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の年齢が満18歳以上40歳未満であること。
 - イ 移住支援金の交付を申請する日において、申請者の年齢が満18歳以上の子育て世帯の保護者であること。
- (2) 移住などに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - ア 住民票を本市へ移す直前の住所が、大学等の在籍期間を除いて、連続して1年以上福井県外にあること。
 - イ 移住支援金の申請日から5年以上、継続して本市に居住する意思を有していること。
 - ウ 令和6年4月1日以降に転入したこと。
 - エ 移住支援金の申請日において、本市への転入後1年以内であること。
 - オ 日本人である、または外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者または特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
 - カ 「小浜市U・Iターン移住就職等支援事業（東京圏型）における移住支援金交付要領」の要件に該当していないこと。

- キ 過去に本事業またはカに規定する交付決定を受けていないこと。
 - ク 市税の滞納がないこと。
 - ケ 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
 - コ その他、福井県または小浜市が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。
- (3) 就業に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- ア 一般の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 勤務地が福井県内に所在すること。
 - (イ) 申請時に正規雇用で就業していること。ただし、令和6年4月1日以降の新規雇用であること。
 - (ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
 - (エ) 本市への転入が交付対象者および世帯員のいずれかの転勤、出向、出張、研修等による一時的な勤務地の変更でないこと。
 - (オ) 3親等以内の親族が代表者、取締役、役員等の経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。
 - (カ) 官公庁、公立学校その他公的機関への就業でないこと。
 - イ テレワークの場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 申請時に正規雇用で就業していること。
 - (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
 - (ウ) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、本市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (4) 起業等に関する要件 次に掲げる要件のいずれかに該当すること
- ア 移住支援金の申請日の1年以内に福井県が定めるU・Iターン移住創業支援事業助成金交付要領に係る起業支援金の交付決定を受けていること。
 - イ 前号以外の者で起業したことがわかる公的証明書またはその写しが取得でき、事業計画等必要書類を提出できること。
- (5) 世帯に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- ア 交付対象者を含む2人以上の世帯員が移住元の住民票において、同一世帯に属していたこと。
 - イ 交付対象者を含む2人以上の世帯員が申請時の住民票において、同一世帯に属していること。
 - ウ 交付対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、第2号イからコに該当すること。

(交付金額)

第4条 移住支援金の金額は、次のとおりとする。ただし、予算の範囲内において交付するものとする。

(1) 基本分

交付対象者	支給額
単身	10万円
世帯	15万円

子育て世帯	15万円
-------	------

(2) 加算分

対象者	支給額
市内就業・起業加算	移住支援金の交付を申請する日において、申請者が、市内企業等にて就業、または市内で起業している場合、5万円。
子育て加算	移住支援金の交付を申請する日において生計を一つにし、同居している満18歳未満（申請する日が属する年度の4月1日時点において18歳未満であるものをいう。ただし、申請する日が属する年度の4月2日に18歳となる者は対象とする。）の子1人につき10万円。上限30万円。

(交付申請)

第5条 申請者は、小浜市U・Iターン移住就職等支援事業（全国型）における移住支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書の写しまたは提示により本人確認ができる書類の写し
- (2) 移住元の住民票の除票または移住元での在住地および在住期間を確認できる書類（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員全員分）
- (3) 誓約書（様式第2号）
- (4) 別表1に掲げる証明書類等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、申請者に対して、必要な条件を付して速やかに小浜市U・Iターン移住就職等支援事業（全国型）における移住支援金交付兼額の確定通知（様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知する。

2 前項の審査の結果、移住支援金の交付を不適当と認めるとき、またはその他の事由により当該年度における移住支援金を交付しないときは、その旨同様に通知する。

(交付の条件)

第7条 市長は、移住支援金の交付に関して、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 移住支援金の申請日から起算して5年が経過する日までの間に本市から転出しないこと。
- (2) 移住支援金の申請日から起算して1年が経過する日までの間に移住支援金の要件を満たす職を辞さないこと。

(移住支援金の交付方法)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた申請者が移住支援金の交付を受けようとするときは、小浜市U・Iターン移住就職等支援事業（全国型）における移住支援金交付請求書（様式第4号。以下「交付請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、交付請求書を受理した場合は、当該交付請求書を受理した日から3月以内に移住支援金の交付を行う。

(報告および立入調査)

第9条 福井県および小浜市は、当該事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援金の交付を受けた者に対し、報告および立入調査を求めることができる。

2 移住支援金の交付を受けた者は、第7条に定める条件に反するい事由が発生した場合は、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、移住支援金の交付を受けた者に対し、移住支援金の交付決定の全部または一部を取り消し、期限を定めて移住支援金の返還を請求するものとする。ただし、就業先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から起算して3年が経過する日の前日までの間に小浜市から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から起算して1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞す等した場合

エ 第3条第4号アに規定する要件に違反し、交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還 移住支援金の申請日から起算して3年が経過する日から5年が経過する日までの間に小浜市から転出した場合

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、福井県と小浜市が協議して定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年7月25日から施行する。

別表1（第5条関係）

区分	証明書類等
移住支援金（就業の場合）の交付を受けようとする者	就業証明書（様式第5号）
移住支援金（テレワークの場合）の交付を受けようとする者	就業証明書（テレワーク）（様式第6号）および勤務者から所属先企業に対しての意思表示が確認できる書類（テレワークの申出書等）
移住支援金（起業の場合）の交付を受けようとする者	福井県U・Iターン移住創業支援事業助成金交付要領に係る起業支援金の交付決定通知書の写しまたは起業したことがわかる公的証明書またはその写しおよび事業計画等
日本国籍を有しない者	永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者または特別永住者のいずれかの在留資格を確認できる書類